

入林届を提出された  
有害鳥獣捕獲申請者（各市町）  
及び従事者  
の皆さんへ

①安全のための遵守事項  
皆さんへ協力をお願い  
・・・九州森林管理局長

②有害鳥獣捕獲申請者及び従事者の皆さんへ(お願い)  
・・・大隅森林管理署長

③森林事務所別メッシュ番号一覧表

大 隅 森 林 管 理 署

# 安全のための遵守事項

—皆さんへ協力のお願い—

狩猟及び有害鳥獣捕獲並びに第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の捕獲を目的として、国有林野に入林される場合は、下記事項を遵守され、事故防止とりわけ人身事故については、絶対起こさないようご協力をお願いします。

## 記

- 1 国有林野内で作業を行っている者の安全確保を図るため、国有林野内の作業地及びその周辺については、「立入禁止区域」とさせていただきますので、絶対に立ち入らないでください。
  - 作業地及びその周辺には「この区域は作業地につき入林禁止」、「発砲禁止」等の標識を立てています。
  - 林道入口等には「OKm先、作業中につき入林禁止」、「作業中発砲禁止」等を標識や横断幕などで表示しています。
- 2 銃猟される場合は、作業地の確認並びに作業者の確認を必ず行って、安全な場所であることを確認してから実施してください。
- 3 国有林野内での狩猟及び有害鳥獣の捕獲並びに第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の捕獲は、できるだけ作業をしていない土・日・祝日に実施されるようお願いいたします。
- 4 国有林野内の林道を運転される場合は、徐行する等、交通事故防止にご協力ください。なお、落石、滑落、交通事故等により災害にあった場合でも、責任を負いませんので十分ご留意願います。
- 5 国有林野内に鳥獣の捕獲を目的として入林される場合は、事前に九州森林管理局またはその区域の国有林野を管轄する森林管理署長等へ「入林届」を提出してください。

国有林野内に鳥獣の捕獲を目的として入林された場合は接受印を押印した「入林届」、の写し及び銃器を使用する場合（止め刺しによる使用を含む）は、別紙2「注意喚起看板」を車輛ごとに車体の見やすいところに掲示してください。
- 6 その他、県から配布される「鳥獣保護区等位置図」に記載されている注意事項を守ってください。

九州森林管理局長

# 有害鳥獣捕獲申請者及び従事者の皆さんへ（お願い）

有害鳥獣捕獲の目的で国有林野へ入林される場合の注意事項については、別途九州森林管理局長より6項目について協力をお願いをしておりますが、当署から下記についての御協力をお願いします。

## 記

### 1. 有害鳥獣捕獲従事者への指導について

申請者は事故防止に係る安全対策を徹底するとともに、責任をもって有害鳥獣捕獲従事者への指導をお願いします。

### 2. 森林事務所への連絡について

有害鳥獣捕獲従事者の班長は、次のことについて該当する森林事務所へ確実に連絡して下さい。（森林官不在の場合は留守番電話等による。）

- (1) 捕獲期間中において猟銃による捕獲を実施する場合は、捕獲を実施する3日前までには、「捕獲実施日、注意標識類の設置予定箇所」について連絡して下さい。
- (2) 罠による捕獲を実施する場合は、捕獲期間前までには「箱罠・くくり罠の個数、注意標識類の設置予定箇所」について連絡して下さい。

### 3. 注意標識の設置について

有害鳥獣捕獲従事者は「有害鳥獣捕獲実施中」等の注意標識（看板・のぼり等）を次の場所に設置して下さい。

- (1) 国有林の林道等を使用して捕獲区域に向かう場合は、林道の入り口及び捕獲区域に至る林内入り口地点の林道等に設置。
- (2) 国有林の林道等を使用しないで捕獲区域に向かう場合は、国有林と接する箇所及び駐車した車両または車両付近に設置。

### 4. 立入禁止区域以外での注意について

立入禁止区域以外の箇所でも林野巡視等で職員が入林している場合や一般の方が入林している場合がありますので、発砲に当たっては絶対誤射のないよう十分注意して下さい。

## 5. 林道上の発砲禁止及び駐車について

国有林林道については、公道扱いとなりますので、鳥獣の捕獲は禁止です。絶対に林道上で発砲等しないようお願いします。

なお、林道に駐車される場合は、他の車の通行の支障にならないように駐車して下さい。

## 6. わなの設置箇所について

林道法頭のみわなの設置については、かかったイノシシ等が暴れることにより林道への落石・崩土等が発生し、林道の安全走行上支障が生じる場合がありますので、林道法頭へのわなの設置は控えて頂くようお願いします。

また、くくり罠等、目視しづらい罠については近接する立木に色付きテープ等で表示することとし、撤去時には必ず取り外して持ち帰って下さい。

## 7. 火気注意について

冬季は空気が乾燥し、火災が起きやすくなります。タバコ、焚き火の後始末は完全にし、消火を確認して下さい。

(焚き火はできるだけしないようお願いします。)

## 8. 空き缶、弁当箱等の後始末について

使用した空き缶、弁当箱等のゴミは必ず持ち帰って下さい。

## 9. 立木等の保全について

立木に損傷を与えたり草木を採取しないで下さい。。

## 10. 国の施設について

国有林内には大隅森林管理署の施設があります。使用したり、壊したりしないで下さい。

## 11. その他

国有林に関することで、ご不明な点がございましたら、遠慮なく大隅森林管理署へご連絡下さい。

大隅森林管理署長

TEL：0994-42-5217（代）

# 国有林野の入林手続きの管轄森林管理署等メッシュ番号一覧表

森林管理署等名  
所在地  
電話番号

大隅森林管理署  
鹿児島県鹿屋市下堀町2926-3  
0994-42-5217

鹿児島県 NO.1

「鳥獣保護区等位置図」のメッシュの番号	鹿児島県版「鳥獣保護区等位置図」のメッシュの番号	管轄森林事務所名 所在地 電話番号	該当市町村名	備考
47304722の一部	153	財部森林事務所 鹿児島県曾於市財部町南俣11238  0986-72-1400	曾於市(旧財部町)	
47304772の一部	140			
47304777の一部	141			
47305722の一部	126			
47305772の一部	113			
47311172の一部	230	志布志森林事務所 鹿児島県志布志市志布志町帖6416-1  0994-72-0316	志布志市(旧志布志市)	
47312122の一部	214			
47312127の一部	215			
47312172の一部	199			
47312177の一部	200			
47313027の一部	183			
47313122の一部	184			
47313127の一部	185			
47312077の一部	198			
47313077の一部	169			
47312072の一部	197			
47313172の一部	170			
46317072の一部	290	内之浦森林事務所 鹿児島県肝属郡肝付町北方1893  0994-67-2536	肝付町(旧内之浦町)	
46317077の一部	291			
46307727の一部	303			
46317022の一部	304			
46317027の一部	305			
46317122の一部	306			
46316072の一部	319			
46316077の一部	320			
46307727の一部	303	岸良森林事務所 鹿児島県肝属郡肝付町北方1893  0994-67-3111	肝付町(旧内之浦町)	
46306777の一部	318			
46316072の一部	319			
46306722の一部	326			
46306727の一部	327			
46316022の一部	328			
46305772の一部	335			
46305777の一部	336			
46305722の一部	341			
46305727の一部	342			
46307677の一部	287	大根占森林事務所 鹿児島県肝属郡錦江町馬場字鳥井戸57-2 0994-22-0072	錦江町(旧大根占町、旧田代町) 南大隅町(旧根占町)	
46307627の一部	301			
46306672の一部	315			
46306772の一部	317			
46307622の一部	300			
46307722の一部	302			
46306677の一部	316			
46306627の一部	325			
46306722の一部	326			
46305722の一部	341	田代森林事務所 鹿児島県肝属郡錦江町川原682 0994-25-2004	錦江町(旧田代町) 南大隅町(旧根占町)	
46305627の一部	340			
46306722の一部	326			
46305772の一部	335			
46305677の一部	334			
46306727の一部	327			

46306622の一部	324	根占森林事務所 鹿児島県肝属郡南大隅町横別府 3532-1 0994-24-2200	南大隅町(旧佐多町、 旧根占町)	
46305672の一部	333			
46305527の一部	338			
46304572の一部	343			
46305677の一部	334			
46305622の一部	339			
46304577の一部	344			
46304672の一部	345			
46304522の一部	347			
46304527の一部	348			
46303572の一部	349			
46305627の一部	340			
46304677の一部	346			
46305722の一部	341			
46307772の一部	288	川上森林事務所 鹿児島県肝属郡肝付町前田4946-2 0994-68-8117	鹿屋市 肝付町(旧高山町) 鹿屋市(旧吾平町)	
46307677の一部	287			
46307722の一部	302			
46307627の一部	301			
46306777の一部	318			
46306772の一部	317			
46307777の一部	289			
46307727の一部	303			
47311022の一部	246	高山森林事務所 鹿児島県肝属郡肝付町前田4946-2 0994-65-2167	大崎町 東串良町 肝付町(旧高山町)	
47310072の一部	261			
47310022の一部	276			
46317077の一部	291			
46317072の一部	290			
46307777の一部	289			
46307727の一部	303			
47302527の一部	207	垂水森林事務所 鹿児島県垂水市旭町4 0994-32-0154	垂水市	
47302622の一部	208			
47301577の一部	223			
47301672の一部	224			
47301677の一部	225			
47301622の一部	242			
47302622の一部	208	鹿屋森林事務所 鹿児島県鹿屋市下堀町2926-3 0994-42-2672	鹿屋市	
47302627の一部	209			
47301672の一部	224			
47301677の一部	225			
47301772の一部	226			
47301622の一部	242			
47301627の一部	243			
47300677の一部	258			

## 【鳥獣の捕獲を目的(有害鳥獣捕獲・狩猟)として入林される皆さんへ】

- メッシュ内に国有林野が所在する箇所で鳥獣の捕獲をされる場合は、森林管理署・支署(以下「森林管理署等」という。)への入林届が必要です。
- 入林届は、管轄する森林管理署等ごとに必要です。
- 狩猟者の方へは入林届提出の際に、森林管理署等から「立入禁止区域図」及び「安全のための遵守事項」を交付します。